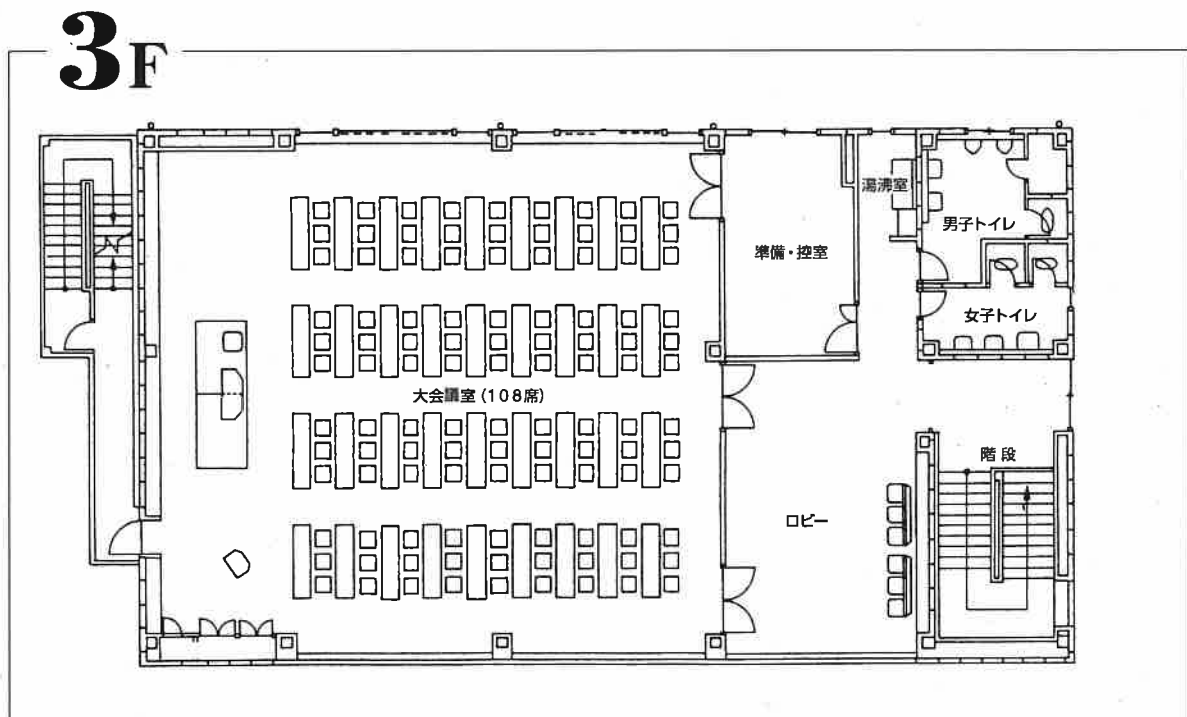
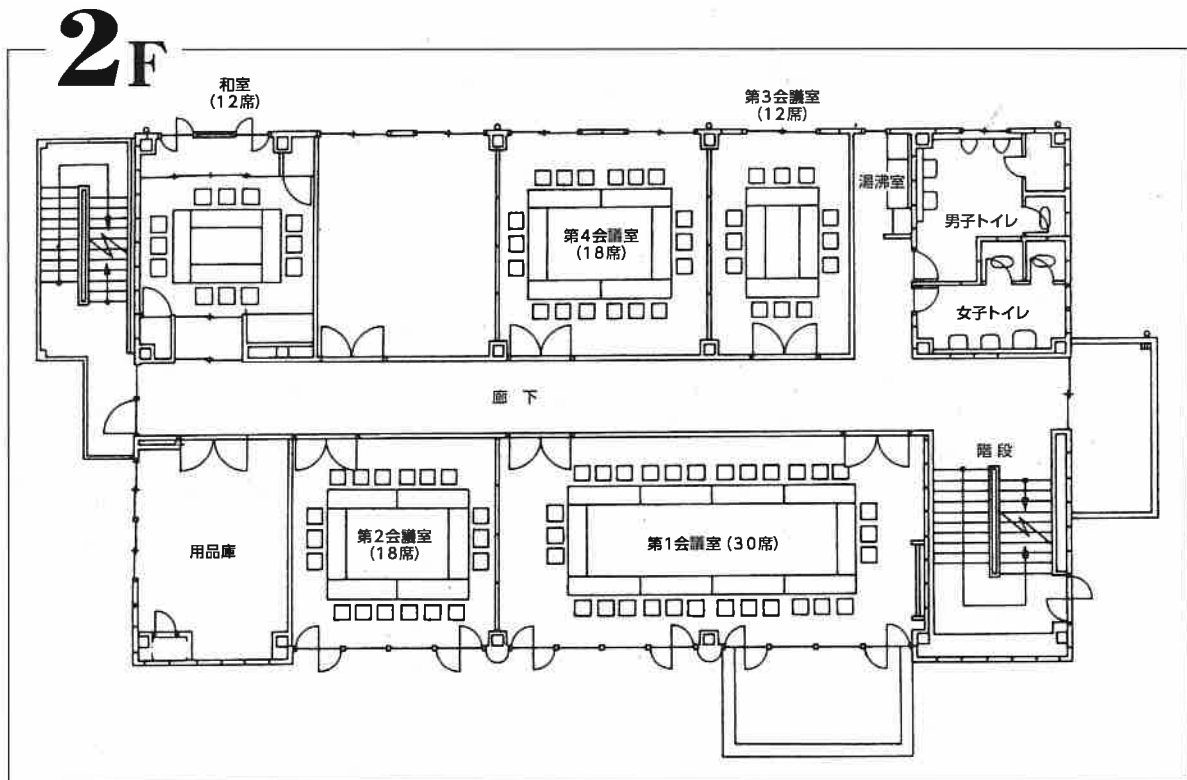


新座市商工会館

施設利用の皆様へ

施設利用後は、使用した設備や備品を下図の通り、もとの状態にし、事務局に引継いで下さい。



新座市商工会館 利用案内

施設利用の方法

I. 利用の手続き

1. 利用の申請

申請書の提出は、利用日の2ヶ月前より5日前までにお済ませ下さい。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。但し、土曜日及び休館日は受付いたしません。

2. 申請の方法

- (1) 利用の申請は、直接来館のうえ、会館利用申請書により申し込んでください。使用料は申し込みと同時に前納となります。なお、来館の際は、主催者の実施計画の概要及び印鑑（団体の場合は団体印）をご持参ください。（口頭、電話又は郵送による申し込みはいたしません）
- (2) 利用の申し込みの際に、催し物の内容等について具体的な内容を伺います。責任者またはその内容等がよくわかる方がおいでください。

3. 利用時間

会館の利用時間は、午前9時から午後10時までです。準備、後片付けの時間を含めて利用時間を決めてください。

4. 利用期間

- (1) 会館の利用期間は、同一使用者が同一目的のために連続して利用する場合は、3日間までです。
- (2) 定期的に指定した独占的な利用はできません。

5. 持ち込み器具

持ち込み器具の制限及び持ち込み品の使用禁止があります。漏れなく申告してください。

6. 休館日

休館日は12月27日から翌年1月5日まで及び日曜日、祝祭日です。但し、臨時に休館・開館することがあります。

II. 利用許可後の手続き

1. 利用許可書

使用料納入のときにお渡しいたします。

2. 使用料の返還

納入された使用料は原則として還付しません。

3. 利用許可後の変更

利用許可事項を変更したいときは、速やかに申し出て許可を受けてください。

4. 利用許可の取り消し等

次の各号の1に該当するときは、利用許可の停止、または取り消すことがあります。また、このことにより損失があっても、会館はその補償の責を負いません。

- (1) 新座市商工会館設置規定に反したとき
- (2) 不正な手段により使用の許可を受けたとき
- (3) 使用料を納期限までに納付しなかったとき

Ⅲ. 会館利用上のご注意

1. 遵守事項

- | | |
|---|---|
| (1) 利用許可書は、会館利用の際に携帯し、係員の要求があったときは提示すること。 | (7) 許可を受けずに備え付けてある付属設備等を移動しないこと。 |
| (2) 利用時間は正確に守り、利用前後には必ず係員に申し出ること。また、利用にあたっては、すべて係員の指示に従うこと。 | (8) 施設等を汚損、破損または滅失したときは、その損害を賠償すること。 |
| (3) 利用を終了したときは、速やかに原状に復し、搬入の物品の撤去、清掃、火気の始末等を行うこと。 | (9) 火気の取り扱いには特に注意し、指定された場所以外での喫煙はしないこと。 |
| (4) 会館に危険物類を持ち込まないこと。 | (10) 許可を受けずに物品の販売、広告宣伝および金品の寄付募集をしないこと。 |
| (5) 許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。 | (11) その他、不明の点は、係員に連絡し、その指示に従うこと。 |
| (6) 許可を受けた施設、または付属設備以外のものは使用しないこと。 | |

2. 利用時間の厳守

利用許可を受けた時間以外は使用できません。

3. 搬入品の管理

搬入の機械器具等の監視は、主催者側の善良な管理のもとにあっても、火災、盗難等の事故により亡失、損傷した場合には、会館はその補償の責を負いません。

4. その他

新座市商工会館設置規程、並びに利用許可書裏面の「ご利用の皆様へ」に基づいて利用してください。

Ⅳ. 施設の使用料

1. 使用料の額(10%税込)

(単位：円)

使用区分 種別	午 前 (9:00 ~ 12:00)	午 後 (13:00 ~ 16:30)	夜 間 (17:30 ~ 22:00)	全 日 (9:00 ~ 22:00)
大会議室 (108名)	5,500	6,600	9,900	19,800
第1会議室 (30名)	2,750	3,850	6,600	12,100
第2会議室 (18名)	1,650	2,750	5,500	8,800
第3会議室 (12名)	550	1,100	4,400	5,500
第4会議室 (18名)	2,200	3,300	6,050	10,450
和 室 (12名)	550	1,100	4,400	5,500
マイク、プロジェクター、DVD・ビデオ映写設備				各 1,100

2. 使用料の加算等

- | | |
|---|---|
| (1) 上記使用料は新座市商工会(以下「本会」という)会員の場合とし、非会員の場合は上記30%増しとする。なお、構成員の80%以上が本会会員の場合は会員とみなす。 | (4) 寄付団体及び事務委託団体の使用料については、上記使用料の30%~50%引きとすることができる。 |
| (2) 営利を目的として使用する場合は、本会会員、非会員、ともそれぞれ使用料の50%増しとする。但し、申し込みには申込者の所属団体の長または本会役員の推薦が必要です。 | |
| (3) 土曜日については、上記使用料の50%増しとする。 | |

申し込み・問い合わせ先
新 座 市 商 工 会

埼玉県新座市野火止一丁目9番62号
TEL 048 (478) 0055(代)
FAX 048 (478) 0048
<http://2134sci.or.jp>